

令和 7 年度 公文書開示状況（7 月決定分）

港湾局

表の見方

＜決定区分＞

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

＜（根拠規定）条例7条＞

- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

＜公文書の件名＞について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
- ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
1	R7. 6. 17	R7. 6. 27	・ 令和 6 年度定期購読図書類年間登録一覧表 ・ 令和 7 年度定期購読図書類年間登録一覧表	2	1														港湾局 総務部 総務課
2	R7. 5. 28	R7. 7. 7	・ 公益通報対応従事者の指定について (令和 6 年 4 月 1 日付け) ・ 公益通報対応従事者の指定について (令和 7 年 4 月 1 日付け)	2	1														港湾局 総務部 総務課
3	R7. 5. 22	R7. 7. 18	・ 水域占用許可申請書 (令和 3 年 2 月 4 日付け) ・ 水域占用許可申請書 (令和 3 年 3 月 17 日付け) ・ 水域占用許可申請書 (令和 4 年 3 月 16 日付け) ・ 水域占用許可申請書 (令和 5 年 1 月 30 日付け) ・ 水域占用許可申請書 (令和 6 年 1 月 30 日付け) ・ 水域占用許可申請書 (令和 6 年 12 月 12 日付け) ・ 令和 03 年度使用料の歳入調定及び納入通知書の発行について (令和 3 年 4 月 5 日付け) ・ 令和 04 年度使用料の歳入調定及び納入通知書の発行について (令和 4 年 4 月 5 日付け) ・ 令和 05 年度使用料の歳入調定及び納入通知書の発行について (令和 5 年 4 月 5 日付け) ・ 令和 06 年度使用料の歳入調定及び納入通知書の発行について (令和 6 年 4 月 4 日付け) ・ 令和 07 年度使用料の歳入調定及び納入通知書の発行について (令和 7 年 4 月 3 日付け)	200	1						1	1			1			・ 法人に関する情報 条例第 7 条第 3 号に該当 法人が港湾施設関係の申請に使用する内部情報であって、非公表の情報であるため、公にすることにより当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 ・ 印影 条例第 7 条第 4 号に該当 公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため ・ 都が行う事務及び事業に関する情報 条例第 7 条第 6 号に該当 都が行う事務及び事業に関する情報であって、公にすることにより、港湾施設管理事務又は事業の性質上、事業の着実な遂行が図れないなどの港湾施設管理事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	港湾局 東京港管理事務所 港務課
4	R7. 5. 22	R7. 7. 18	・ 東京港管理事務所が令和 7 年 1 月から現在までにした開示請求者の海老取川占用許可水域に対し、第三者へなした行為及び経緯が記載された文書一切 ・ 東京港管理事務所が保有する令和 3 年 1 月から現在までにした開示請求者の法人名または代表者名のいずれかの情報が記載された文書一切について、一部開示する文書以外のその他の文書				1					1						・ 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の社会的な地位が損なわれると認められるため、東京都情報公開条例第 7 条第 3 号に該当する。	港湾局 東京港管理事務所 港務課